

10 2024
October

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																			
		1 赤口	2 先勝	3 先負	4 仏滅	5 大安																																			
6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口																																			
13 先勝	14 友引 スポーツの日	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝																																			
20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引																																			
27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝	2024 11 <table border="1"> <thead> <tr> <th>SUN</th> <th>MON</th> <th>TUE</th> <th>WED</th> <th>THU</th> <th>FRI</th> <th>SAT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																			
3	4	5	6	7	8	9																																			
10	11	12	13	14	15	16																																			
17	18	19	20	21	22	23																																			
24	25	26	27	28	29	30																																			



税務

- 9月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 **Check!**
★源泉所得税納付書に記載する税額は、各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。 →10月10日(木)まで
- 8月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では10月31日(木))まで
- 2月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では10月31日(木))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち11月・2月・5月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では10月31日(木))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち7月・8月決算法人(申告期限延長の場合は6月・7月・8月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では10月31日(木))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(9月雇入分)
→10月10日(木)まで
- 労働保険概算保険料分割納付第2期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→10月31日(木)まで
- 労働者死傷病報告の提出(休業4日未満、7~9月分)
→10月31日(木)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の9月雇入・離職分) →10月31日(木)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(9月分) →10月31日(木)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

社会保険適用拡大(事後編)

9月号にも記載したとおり、令和6年10月から社会保険適用拡大対象企業が、厚生年金保険の被保険者が常時101人以上の企業から51人以上の企業になりました。この適用拡大に関する税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

社会保険の適用対象企業拡大に合わせて従業員の働き方を見直した結果、9月号に記載のとおりキャリアアップ助成金が貰える場合があります。

ただし、賃上げ促進税制における雇用者給与等支給額は、キャリアアップ助成金等の一定の助成金等を控除して要件を判定するため、注意が必要です。

【労務上の注意点】

令和6年10月より社会保険適用対象者の増加に伴い、会社負担社会保険料も増加します。社会保険料を納付すると事業の継続が困難となる等の一定の要件に該当する場合は、厚生年金保険料等の換価の猶予制度の適用を受けられる場合がありますので、保険料を納期限までに納付できない場合は、お早めに管轄の年金事務所に相談ください。

なお、厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトには、会社負担社会保険料増加額のかんたんシミュレーターがありますので、こちらも併せてご利用ください。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

社員旅行と給与課税

Q 会社で社員旅行に行くことになりましたが、その際に会社で負担する旅行代は従業員への給与となるのでしょうか。

A 社会通念上一般に行われている社員旅行としての要件を満たした場合には、福利厚生費として処理し、従業員への給与としなくて結構です。

コロナ禍において中止していた社員旅行を再開する企業も増えてきているかと思います。社員旅行について会社が負担した旅行代金は、その旅行の内容を総合的に勘案して、所定の要件を満たした場合には福利厚生費として認められます。

一方で要件を満たさない場合には、会社が負担した旅行代金は旅行参加者に対する経済的利益の供与とみなされ、旅行参加者である従業員に対する給与として所得税が課税されることとなります。

福利厚生費として処理できる要件

● 社員旅行の期間が4泊5日以内であること

海外旅行の場合には外国での滞在日数が4泊5日以内（機内泊はカウントしない）であれば福利厚生費として処理できます。

● 旅行に参加した人数が全体の人数の半数以上であること

事業所ごとに行う旅行は、それぞれの事業所ごとの人数の半数以上が参加する必要があります。

ただし、その事業所の全従業員を対象として参加者を募集した結果、従業員の都合等で参加者が事業所の人数の半数未満（例えば38%程度）となった場合においても、他の要件を満たしていればそのことだけで福利厚生費が否認されることはないようです。

なお、全体の人数の半数以上であったとしても、役員だけを対象として行われる旅行は役員に対する給与として課税されます。

● 自己都合の不参加者に対して旅行代金に代えて金銭を支給しないこと

自己都合の不参加者に金銭を支給した場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

なお、業務上の都合で不参加となった従業員に金銭を支給した場合には、金銭を支給された従業員のみが給与として課税されます。

● 旅行の会社負担額が社会通念上一般に少額といえるものであること

通達などに金額の明記はありませんが、概ね一人当たり10万円程度までであれば給与として課税される可能性は低いでしょう。

なお、社員旅行がこれらの要件を満たさずに、会社負担額が給与として課税される場合には、会社は従業員の給与所得に対する源泉所得税を徴収しなければなりません。

社員旅行の企画にあたっては、のちのちに税務調査等で指摘され源泉所得税の納付漏れとならないように、要件をよくご確認ください。